

## 秩父市鉄道事業再構築調査業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、秩父鉄道の影森駅～三峰口駅間（以下特定区間）の再構築のため、秩父市地域公共交通協議会（法定協議会）を経て、鉄道の今後のあり方について地域・交通事業者・自治体の3者がデータに基づいた議論を行っていくため、前提となる基礎データ整備及び分析調査を行うにあたり、プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

秩父市鉄道事業再構築調査業務委託

#### (2) 企画提案を求める内容

本業務において企画提案を求める内容は、別添「秩父市鉄道事業再構築調査業務仕様書」第5に規定される業務内容に基づく、次に示す2つのテーマである。

テーマ1：『沿線地域（特定区間）や鉄道運営における分析能力及び手法』

テーマ2：『鉄道（特定区間）を存続又はモード転換した場合のそれぞれの効果、課題検討のための分析及び提案能力』

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

### 4 実施限度額

36,652,000円（税込み）

### 5 契約金額についての特記事項

特になし

### 6 業務場所

秩父市ほか

### 7 業務内容

別添「秩父市鉄道事業再構築調査業務委託仕様書」のとおり

### 8 プロポーザルの方式について

当該プロポーザル方式は、公募型（一定の条件を満たす参加者を広く募集するもの。）とする。

## 9 参加資格要件

当該プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度の秩父市物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。」
- (4) 秩父市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成26年告示第126号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (5) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成26年告示第127号）に基づく指名除外期間中でない者であること。
- (6) 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

## 10 成果品

成果品は次のとおりとする

- ・利用者にとって利便性と持続性の高い地域公共交通への再構築の方向性等に係る報告書 8部
- ・収集した資料の写し 一式
- ・上記電子データ 一式

## 11 担当部署

秩父市役所企画政策部総合政策課

## 12 実施検討委員会

- (1) 本業務に係る受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、秩父市鉄道事業再構築調査業務委託に係るプロポーザル実施検討委員会（以下「実施検討委員会」という。）を置き、提案事項等を審議し、本業務に最も適した受託候補者を選定するものとする。
- (2) 実施検討委員会の設置及び運営に関する規定は、別に定める「秩父市鉄道事業再構築調査業務委託に係るプロポーザル実施検討委員会設置要領」によるものとする。

## 13 スケジュールについて

- (1) 秩父市ホームページによる公表  
令和8年6月3日（水）
- (2) 質問受付期間  
令和8年6月3日（水）8時30分から令和8年6月10日（水）17時00分まで（必着）
- (3) 質問回答期間

令和8年6月15日（月）まで

(4) 参加申込書受付期間

令和8年6月15日（月）8時30分から令和8年6月22日（月）17時00分まで（必着）

(5) 参加資格確認結果の通知

令和8年6月23日（火）又は24日（水）

(6) 企画提案書受付期間

令和8年6月25日（木）8時30分から令和8年7月8日（水）17時00分まで（必着）

(7) プレゼンテーション実施日

令和8年7月17日（金）又は22日（水）

(8) 結果通知の発送

令和8年7月23日（木）から27日（月）まで

(9) 委託契約締結

令和8年7月28日（火）以降

14 質問について

- (1) 質問期限までに必ず書面（様式第1号）にて、下記にある秩父市企画政策部総合政策課あてに電子メールにて質問を行うこと。また、送信した際には電話にて受信確認を行うこと。

秩父市役所企画政策部総合政策課

電話番号 0494-22-2823

電子メールアドレス seisaku@city.chichibu.lg.jp

- (2) 質問書には、該当する資料（仕様書等）の種類と頁番号を記入し、内容を簡潔にすること。
- (3) 質問書には、質問者が選定できるような団体名や個人名を記載しないこと。
- (4) 質問への回答は、令和8年6月15日（月）までに秩父市のホームページに一括して掲載する。掲載期間は企画提案書受付期限（令和8年7月8日（水））までとする。ただし継続中の業務や業務計画に支障があると判断した質問については、回答及び開示は行わない。
- (5) 既に回答が済んでいる内容を、重複して質問することがないようにすること。

15 参加申込書の提出について

企画提案書を提出する前に、次により参加申込書及びその添付書類を提出すること。

(1) 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副1部ずつ提出するものとする。

ア 参加申込書（様式第2号）

※正本に代表者印を押印し、副本はその写しとする。

イ 会社概要（様式第3号）

ウ 納税証明書

※最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の国税、県税、市税等に関する納税証明書を各1通ずつ綴じたもの。事務所が複数ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(2) 受付期間

令和8年6月15日（月）8時30分から令和8年6月22日（月）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所本庁舎3階 秩父市企画政策部総合政策課

※持参または郵送すること。また郵送の場合は、一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。

(4) 参加資格確認結果の通知

提出書類により企画提案の参加資格要件を確認し、条件を満たした申込者に対し、参加資格確認結果及び企画提案書の提出依頼を文書にて要請します。（令和8年6月23日（火）又は24日（水）付の電子メールにより送付予定。）

16 企画提案書等について

提出要請を受けた者は、次により企画提案書及びその添付書類を提出すること。

(1) 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを原本1部 複写6部提出すること。（用紙規格はA4版（A3版折込可））

ア 企画提案書

- ・様式第4号を表紙とすること。
- ・表紙を除き20頁以内とすること。（書式自由）
- ※イメージ図や表イラスト、現地写真などを添付してもよい。

イ 業務実績調書（様式第5号）

過去10年間に於ける同種または類似した業務実績を記載すること。

ウ 業務実施・管理体制（書式自由）

- ・当該業務を実施するにあたり必要な人員体制と管理計画を記載すること。
- ・必要に応じて各人員の保有資格や同種または類似業務の実績等を表記してもよい。
- ・当該業務の一部を再委託する場合はその業務内容及び再委託先を必ず明記すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

エ 業務執行計画・工程表（書式自由）

オ 参考見積書（様式第6号）

カ 参考見積金額内訳書（様式第7号）

(2) 受付期間

令和8年6月25日（木）8時30分から令和8年7月8日（水）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所本庁舎 3階 秩父市企画政策部総合政策課

※持参または郵送すること。また郵送の場合は、一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。

(4) 留意点

- ア 提出された書類は返却しないものとする。
- イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。
- ウ 企画提案書は、1提案者につき1案とする。

17 プレゼンテーション

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、受託候補者を選定する。なお時間・会場等の詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

- ア 審査日 令和8年7月17日（金）又は22日（水）
- イ 会場 秩父市役所本庁舎又は歴史文化伝承館
- ウ 審査順 企画提案書を提出した順（受付順）に審査する。
- エ 審査員 市職員
- オ 審査基準

別表【審査基準表】の審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、受託候補者を選定する。

「合計点」が最も高い提案者を受託候補者とし、本事業委託契約に向けて交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

また、「合計点」が最も高い提案者が複数いる場合は、審査員の多数決・協議によって受託候補者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であれば受託候補者として決定する。

カ 審査結果の通知

審査に参加したすべての提案者に令和8年7月23日（木）から27日（月）まで郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

キ プレゼンテーション実施方法

- ・提案時間：20分以内
- ・質疑応答：10分程度
- ・参加人数：3人以内
- ・プレゼンテーションの説明者は本業務に従事する担当者が行うこととする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブル、電源は本市が用意する。パソコン、レーザーポインター等、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本市は提供しない。

- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

別表【審査基準表】

評価項目	評価のポイント	配点
事業者の実績・信頼度	①応募者の構成 ・役割分担が適正か。 ②担当者の能力 資格・実績、実働人員・体制等が十分に確保されているか。 ③応募者の経営状況等が良好か。 ④他地域において交通政策に関し、調査・分析・計画の策定等、本業務と類似した業務委託等を受託・履行した実績。	20
事業スケジュール	・事業スケジュールについて、実現可能なものになっているか。（業務執行計画・工程表にて評価）	10
提案内容	・テーマ1：『沿線地域（特定区間）や鉄道運営における分析能力及び手法』	20
	・テーマ2：『鉄道（特定区間）を存続又はモード転換した場合のそれぞれの効果、課題検討のための分析及び提案能力』	30
	・本業務内容を十分理解し、提案内容が業務遂行にあたり妥当であるか。	10
経済性に関する提案	・見積金額の算定が妥当であるか。	10
合計		100

## 18 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が受託候補者に選定されているとき、本市はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を受託候補者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

## 19 契約締結

本プロポーザルの受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。その際、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 20 再委託の制限

契約締結後、受託者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。

## 21 その他

- (1)本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「参加辞退届（様式第8号）」を本市に提出しなければならない。
- (2)手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3)本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。  
急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4)プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類を含む。）は、秩父市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき、開示する場合がある。
- (5)提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (6)本プロポーザルは受託候補者の選定を目的として実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

## 22 問い合わせ先

秩父市企画政策部総合政策課

担当者：山越（ヤマコシ）

住 所：〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号 秩父市役所本庁舎3階

電 話：0494-22-2823

F A X：0494-24-7272

Email：seisaku@city.chichibu.lg.jp